

る事實に鑑み、東洋諸國の労働者は、一九二五年以來壽府に於ける國際労働總會其他の機會を通じて從來屢々交歓し居り、殊に一九二九年には印度孟買に於て、亞細亞労働會議結成準備會が日印兩國代表者間にもたれたる過去の事實に鑑み、日本労働組合會議は、社會正義と國際平和とを實現する爲めの第一着手として、可及的迅速に日本、支那、印度及其他のアジア諸國に於ける労働團體が、左記要綱を基礎とする亞細亞労働會議を結成すべき事を決議す。

亞細亞労働會議要綱

- (一)會議は毎年、國際労働總會開催五ヶ月前に、日本、印度、支那及其他の加盟國に於て交互にこれを開催す。正確なる時期は構成諸國の労働團體間に於ける交渉協議により決定す。
- (二)會議は、日本、印度、支那及其他のアジア諸國に於て、健全なる労働組合主義を指導精神とする労働團體によつて構成さる。
- (三)會議に於ける議題は、國際労働總會の議題に對する論議及アジア諸國の労働者に共通せる問題にしてその解決の爲めに國際的協力を要するもの並びに亞細亞労働會議と他國又は他の大陸に於ける國際労働運動との連絡又は協力等に關する方等々の諸問題を包含す。
- (四)各國の代表は、前年度の會議に於て採擇されたる決議に關し其後その國に於て實施されたる狀況及加盟各國の労働運動、社會狀況、經濟狀況、労働法制等を報告する義務を有す。
- (五)最初の大會は會議結成直後日本に於て開催するものとす。
- (六)會議開催地までの往復旅費は出席代表一行所屬團體によつて支拂はるべく、會議の費用及會議開催中の宿泊費等は開催國に於てこれを支辨するものとす。

國に於てこれを支辨するものとす。
(7)會議の目的、目的達成の方法、組織、機關、會計等に就ては、亞細亞労働會議規約に於て規定すべく、右規約は一九二九年九月印度孟買に於て開かれたる亞細亞労働會議結成準備會に於て日印兩代表者によつて採擇されたる規約草案を參考とす。

實 行 方 法

この決議實現に關する一切の方法——たとへば規約草案の起草、印度、支那其他の諸國の労働團體との交渉等——はこれを舉げて、日本労働組合會議新執行委員會によつて選出されたる特別委員(五名)に一任す。
右特別委員はその準備の經過につき、時々執行委員會に報告するものとす。

第十四號議案

日本労働組合會議マーク制定
に關する件

日本労働組合總聯合提出

主 文
理 由

吾等は戰線統一の實現を期すべく先づ日本労働組合會議マークを制定すべし。